

## 練馬区の子育て支援制度の紹介

練馬区では、安心して子育てができるように、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援サービスの充実に取り組んでいます。

以下で紹介している事業の内容は、平成 30 年 11 月 1 日現在のものです。

各制度の保育料等は、今後、国が示す公定価格および保育料徴収基準額に基づき、変更となる可能性があります。

各制度の詳細や申込締切日などは、練馬区ホームページをご確認いただくか、担当部署までお問い合わせください。

### 妊娠がわかったら

#### 母子健康手帳の交付

各保健相談所、健康推進課、子ども家庭支援センターでお渡ししています。また、母子手帳交付時に、保健師などの資格を持つ「妊娠・子育て相談員」(8 ページ参照)と面接させていただいた方には、プレゼントを差し上げます。

子ども家庭支援センターには、「妊娠・子育て相談員」はおりません。

#### 妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票(14 回分)、妊婦超音波検査受診票(1 回分)、妊婦子宮頸がん検診受診票(1 回分)を交付し、費用の一部を公費負担しています。受診票は都内の契約医療機関と埼玉県の一部の医療機関で使用できます。

受診票の検査項目以外の項目を受診した場合や、公費負担上限額を超えた場合などは、自己負担額が発生します。

### 赤ちゃんが生まれたら

#### こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

赤ちゃんが生まれたすべての家庭を助産師・保健師が訪問します。赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後のママの体調の相談、子育て支援サービスの紹介などを行います。

対象	実施件数(平成 29 年度)	費用
生後 4 か月までの乳児のいる全世帯 出産後に郵送していただく「赤ちゃん訪問連絡票(出生通知票)」をもとに訪問します。	5,430 件	無料

### 認可保育所（区立・私立）

保護者が仕事、病気、介護などのため、保育が必要な児童を保育所で保育します。施設や年齢により保育所の開所時間や保育時間の上限は異なりますが、通常の保育時間は概ね7時30分～18時30分の11時間です。

対象	施設数	保育料
生まれた日を含めて58日目～就学前(利用年度の4月1日現在) 保護者の就労などにより、保育を必要とする児童 (区内在住)	区立：60園 私立：89園	保護者の住民税(区民税所得割額)により異なります 国が定めた基準に基づき、 区が条例で定めます

### 小規模保育事業

定員19人までの児童を保育する小規模な保育施設です。認可基準などが異なるA型、B型、C型の3種類があります。施設や年齢により保育所の開所時間や保育時間の上限は異なりますが、保育時間は概ね7時30分～18時30分の11時間です。

対象	施設数	保育料
生まれた日を含めて58日目～3歳未満(利用年度の4月1日現在) 保護者の就労などにより、保育を必要とする児童 (区内在住)	A型：41か所 B型：9か所 C型：3か所	認可保育所に準じます

### 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士などの資格のある家庭的保育者が、家庭的な雰囲気のある自宅などで、1人～5人の児童を保育します。保育時間は、原則として8時30分～17時の間の8時間です。

対象	家庭的保育者数	保育料
生まれた日を含めて58日目～3歳未満(利用年度の4月1日現在) 保護者の就労などにより、保育を必要とする児童 (区内在住)	60名	認可保育所に準じます

### 事業所内保育事業

事業所が主体となってその事業所の従業員の児童を対象に開設した施設です。地域で保育が必要な児童と一緒に保育する「地域枠」を設けています。

対象	施設数	保育料
生まれた日を含めて58日目～3歳未満(利用年度の4月1日現在) 保護者の就労などにより、保育を必要とする児童 (区内在住)	2か所	認可保育所に準じます

### 居宅訪問型保育事業

#### ・障害児向け

障害や疾病などにより、医療的ケアが必要で集団保育が著しく困難である児童を、児童の自宅において1対1で保育します。

対象	保育料
生まれた日を含めて58日目～3歳未満(利用年度の4月1日現在) 保護者の就労などにより、保育を必要とする児童(区内在住)	認可保育所に準じます

## ・待機児童向け

認可保育所等への入園が保留となっている児童を対象に、児童の自宅において1対1で保育します。通常の保育園などとは申込みの手順などが異なります。

対象（下記の要件をすべて満たす児童）	保育料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内在住</li> <li>・ 認可保育所等への入園申込みをし、保留となっている（申込が有効期間内である）</li> <li>・ 認可保育所に入所していない（転園申請で入園保留となっている場合は対象外です）</li> <li>・ 認証保育所や企業主導型保育事業を利用していない</li> <li>・ 1歳児1年保育および3歳児1年保育を利用していない（内定者も対象外です）</li> <li>・ 自宅において保育環境を確保できる</li> </ul>	認可保育所に準じます

## 認証保育所

東京都が独自に定めた保育所基準を満たし、東京都から認証を受けた認可外保育施設です。区が施設に対して運営を補助しています。施設により異なりますが、どの施設も1日13時間以上開所しています。

対象	施設数	保育料
0歳～ 施設により異なります	20か所	施設により異なります 月220時間以下の場合、3歳未満児は月額80,000円、3歳以上児は月額77,000円が上限です。 月160時間以上利用する月極め契約を行い、保育料を納入した児童の保護者に、保育料の一部を補助しています。

## 企業主導型保育事業

企業が従業員のために設置・運営する認可外保育施設です。国の設置基準に基づき設置しています。地域で保育が必要な児童と一緒に保育する「地域枠」を設けている施設もあります。区内には5か所の企業主導型保育事業があり、うち4か所が地域枠を設けています。

## ベビーシッター

児童の自宅において保育を行う人です（認可外の居宅訪問型保育事業）。

## ベビーホテル

認可外保育施設のうち、「夜8時以降の保育を行う」「宿泊を伴う保育を行う」「利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上」のいずれかの条件を常時満たす施設です。区内には8か所のベビーホテルがあります。

## 1歳児1年保育

認可保育所などの利用が保留となっている1歳児について、最長、利用を開始した年度の3月31日まで保育を行います。通常の保育園などとは申込みの手順などが異なります。

対象（下記の要件をすべて満たす児童）	施設数	利用料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内在住で、集団保育が可能な、4月1日時点で満1歳の児童</li> <li>・ 保育園等の利用の申込みが有効であり、かつ、利用が保留となっている</li> <li>・ 認証保育所を利用していない</li> </ul>	9か所	1日8時間以内の利用： 月額35,000円 1日8時間超11時間以内の利用： 月額45,000円

### 3歳児1年保育

認可保育所の利用が保留となっている3歳児について、最長、利用を開始した年度の3月31日まで保育を行います。練馬駅付近（練馬3丁目9番9号）の送迎ステーションから、児童を区立幼稚園までバスで送迎し、各幼稚園で保育を行います。通常の保育園などとは申込みの手順などが異なります。

対象（下記の要件をすべて満たす児童）	施設数	利用料
・区内在住で、集団保育が可能な、4月1日時点で満3歳の児童 ・保育園の利用の申込みが有効であり、かつ、利用が保留となっている	3か所	月額21,000円

### 区立幼稚園

区内在住の4・5歳児を対象として2年保育を実施しています。教育時間は8時50分～14時15分です。教育時間終了後から16時50分まで預かり保育も行っています。

対象	施設数	保育料
区内在住の4・5歳児	3園	保護者の所得に応じて決定します

### 私立幼稚園

区内には39か所の私立幼稚園があり、3年保育を実施しています。教育時間は施設ごとに異なりますが、概ね9時～14時の5時間です。教育時間前後で預かり保育も行っています。預かり保育時間は施設により異なります。

対象	施設数	保育料
3～5歳児	39園	施設により異なります

### 練馬こども園

区独自の制度として、通年（夏・冬・春休みも含む）で11時間保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定しています。認定された私立幼稚園は、認証保育所などとの提携や教育・保育の質のさらなる向上（研修や職員交流）へ取り組んでいます。

対象	施設数	保育料
3～5歳児	16園	施設により異なります

### 認定こども園

幼稚園や保育所などが小学校就学前の児童に幼児教育と保育、地域における子育て支援を総合的に提供する施設です。保育時間は、7時30分～18時30分の11時間です。

対象	施設名	保育料
3～5歳児	石神井南幼稚園、南光幼稚園、りっこう幼稚園	保護者の所得に応じて決定します

### 保育施設での一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産など様々な理由で一時的に児童を預けたいときに、保育園の専用スペースなどでお預かりします。利用するには、保育園ごとに事前登録が必要です。

対象	利用日	施設数	費用
生まれた日を含めて58日目～小学校就学前の集団保育可能な児童 園によって異なります。	月～金曜 一部の園では、土曜も実施	31園	施設により異なります

## 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず児童をお預かりします。利用するには、事前登録が必要です。

対象	利用日および利用時間	費用
区内在住の生後6か月～小学校就学前の児童 (疾病などの場合は利用できません)	<b>[利用日]</b> 練馬びよびよ(一時預かり室)・光が丘びよびよ(一時預かり室)・貫井びよびよ：日～土曜 大泉びよびよ・関びよびよ：日・水曜 同一施設で週2日まで予約可 <b>[利用時間]</b> 練馬びよびよ(一時預かり室)：9時～12時、12時～15時、15時～18時の3単位 その他：10時～13時、13時～16時の2単位 1日2単位まで利用可	0歳： 3時間あたり2,000円 1歳以上： 3時間あたり1,500円

## ファミリーサポート事業

区が実施する講習を修了した地域の方(援助会員)が、児童を1対1でお預かりします。利用会員になるには登録手続きが必要です。預かり場所は、援助会員または利用会員の自宅、ファミサポホーム(区内6か所の保健相談所の一室)のいずれかとなります。

対象	利用時間	費用
練馬区在住の生後58日～小学6年生の児童	7時～20時	登録料：無料 利用料：平日 1時間800円 土・日曜、祝日、年末年始 1時間900円

## 子どもトワイライトステイ

保護者の出張や突発的に仕事が入ったとき、また、残業で保育園のお迎えが間に合わないなどの理由で、他に養育できる方がいないときに、17時から22時までお預かりします。利用するには、原則として3日前(土・日曜、祝日を除く)までの申し込みが必要です。

対象および施設名	費用
区内在住かつ、集団保育が可能な児童 東京都石神井学園：2歳～17歳 練馬びよびよ(ひろば室)・光が丘びよびよ(一時預かり室)：2歳～小学校6年生 日曜・祝日は練馬びよびよのみ実施	1回2,000円

## 子どもショートステイ

保護者の疾病や出産、就労などで家庭での養育が困難な時に施設でお預かりします。利用するには、原則として3日前(土・日曜、祝日を除く)までの申し込みが必要です。

対象および施設名	費用
区内在住かつ、集団生活が可能な児童 東京都石神井学園：2歳～17歳 陽だまり荘：2歳～小学校6年生 聖オディリアホーム乳児院：生後2か月～1歳	東京都石神井学園・陽だまり荘： 1泊2日 6,000円 (以降1日3,000円加算) 聖オディリアホーム乳児院： 1泊2日 2,500円

## 病児・病後児保育

保育所などに通う児童を、病気の回復期で集団保育が困難な期間にお預かりする病後児保育や、病気の回復期には至らないが、当面症状の急変の恐れのない児童をお預かりする病児保育を実施しています。利用するには、各施設で事前登録が必要です。

対象	施設名	開所日	費用
保育所などに通所する区内在住の児童、区内保育所などに通所する児童で、生後6か月～10歳未満の児童	[病後児保育施設] ソラスト中村橋 [病児・病後児保育施設] ナーサリールームベリーベアー練馬 こどもデイケアプリムラ 順天堂大学練馬病院病児・病後児保育室 みつばち ねりま 練馬区医師会病児保育センター ぱるむ光が丘 練馬区医師会病児保育センター ぱるむ大泉 アイル平和台病児保育室	月～金曜	登録料： 1施設あたり1,000円 保育料： 1日あたり2,000円 （食事代は別料金）

## 親子で遊びたい・学びたい

### 子育てのひろば ぴよぴよ

0歳～3歳の児童と保護者などのための遊び場です。常時、2名以上の職員がおり、生活や遊びなどの子育てに関する相談を受けています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
0歳～3歳の児童とその保護者	施設により異なります	11か所	無料

### 民設子育てのひろば

NPO法人（特定非営利活動法人）などが運営している子育てのひろばです。子育て相談や子育てに関する講習・情報提供も行っています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
0歳～3歳の児童とその保護者	施設により異なります	15か所	無料

### 学童クラブ室活用型子育て支援事業（通称「にこにこ」）

学童クラブ在籍児童のいない時間帯を利用して学童クラブ室を開放しています。また、児童館に併設されている学童クラブ室では、グループへの貸し出しも行っています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
0歳～3歳の児童とその保護者	個人利用 原則10時～12時 利用日は施設により異なります グループ貸出 施設により異なります 利用するには、事前登録と予約が必要です	77か所	無料

## 児童館・厚生文化会館児童室・地区区民館（児童開放）

児童館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。乳幼児親子から小学生・中高生まで、自由に来館して利用できる施設です。絵本の読み聞かせやリズム体操などの乳幼児向け事業、工作やダンスなどのクラブ活動、おまつりなどの行事などを実施しています。

厚生文化会館および地区区民館も児童館機能の一部がある施設です。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
18歳未満の児童、 就学前の児童の保護者	施設により異なります	児童館：17 箇所 厚生文化会館児童室：1 箇所 地区区民館：22 箇所 北町第二地区区民館は、改修工事のため平成31年3月まで休館	無料

## おやこ広場

地区区民館では、地域の就学前の児童とその保護者を対象に交流の場を提供しています。絵本・おもちゃなどを用意しています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
就学前の児童とその 保護者	施設により異なります	21 箇所（光が丘地区区民館を除く） 北町第二地区区民館は、改修工事のため平成31年3月まで休館	無料

## 小学生になったら

### 児童館・厚生文化会館児童室・地区区民館（児童開放）

上記をご覧ください。

### 学校応援団ひろば事業・ねりっこひろば

学校の授業が終了した放課後に、小学校内のひろば室・校庭や図書室等を活用して放課後の安全・安心な児童の居場所を提供するものです。年間500円の保険料がかかります。学校応援団ひろば事業では地域の方々に構成された学校応援団が、ねりっこひろばでは地域の方々を中心とした事業者のスタッフが見守りを行います。利用するには、事前登録が必要です。

対象	施設数	費用
学校応援団ひろば事業： 当該小学校に在籍する児童 ねりっこひろば： 当該小学校に在籍する児童・ ねりっこ学童クラブに在籍する児童	学校応援団ひろば事業：52 箇所 ねりっこひろば：13 箇所	保険料 500 円 / 年（原則加入）

### 学童クラブ、ねりっこ学童クラブ

保護者の就労などのため放課後の保育を必要とする児童をお預かりする施設で、支援員の指導のもとに遊びや生活を通じて協力しあい、楽しくいきいきと放課後を過ごします。

対象	施設数	保育料
区内在住または区立小学校に在籍する 児童 高学年（4～6年生）については、一部の施設で受入を行っています（障害児は全施設で6年生まで受入）。	学童クラブ：77 箇所 ねりっこ学童クラブ：13 箇所	月額 5,500 円 同一世帯 2 人目以降は、 月額 4,500 円 免除制度があります

## ねりっこクラブ（ねりっこひろば+ねりっこ学童クラブ）

小学校の施設を活用して、「学校応援団ひろば事業」と「学童クラブ」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」と、保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」があり、児童の成長などに合わせて選択することができます。平成30年4月現在、区内13校で実施しており、将来的には全小学校で実施します。

## 放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

民間の法人・団体が運営し、保育を必要とする放課後の児童の保育を行います。

対象	施設数	費用
放課後の保育を必要とする小学生 対象となる学年は施設により異なります	10 箇所	施設により異なります。

## 子育ての相談をしたい

### 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じます。また、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介などを行っています。

対象	利用時間
18歳未満の児童と その保護者	練馬：月～土曜（祝日を除く） 9時～19時（土曜は9時～17時） 光が丘・関・貫井・大泉：月～土曜（祝日を除く） 9時～17時

### すくすくアドバイザー

子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、必要に応じて関係機関をご案内します。電話やメールでも受け付けています。

実施場所	連絡先	利用時間
練馬区役所本庁舎 10階 子育て支援課庶務係	電話 5984-1517 メール <a href="mailto:sukusuku@city.nerima.tokyo.jp">sukusuku@city.nerima.tokyo.jp</a>	月～金曜（祝日、年末年始を除く） 9時～17時
大泉子ども家庭支援センター	電話 3925-6700	月～土曜（祝日、年末年始を除く） 9時～17時
練馬子ども家庭支援センター 練馬駅北分室	電話 3948-2312	
光が丘子ども家庭支援センター	電話 6385-4167	
関子ども家庭支援センター	電話 6674-2082	

### 妊娠・子育て相談員

保健師などの資格を持つ「妊娠・子育て相談員」が、母子健康手帳の交付時に面談を行っています。また、保健相談所では随時、妊娠・出産・子育てに関して、電話や来所での相談を受け付けています。

実施場所	連絡先	利用時間
練馬区役所東庁舎 6階 健康推進課母子保健係	電話 5984-4621	月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8時30分～17時
豊玉保健相談所	電話 3992-1188	
北保健相談所	電話 3931-1347	
光が丘保健相談所	電話 5997-7722	
石神井保健相談所	電話 3996-0634	
大泉保健相談所	電話 3921-0217	
関保健相談所	電話 3929-5381	
土曜日臨時窓口（練馬区役所東庁舎 7階） 母子健康手帳の交付に伴う面談のみ実施		



## 保健相談所

保健相談所では、子育てについての相談のほか、ご自身やご家族のこころと体の健康や食事、歯や口の健康についての相談も受け付けています。相談には、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が対応します。電話や来所、訪問などでの相談が可能です。

## 民生・児童委員、主任児童委員

生活に困っている方や、悩みごとのある方のために、相談、支援にあたっています。民生委員は児童委員も兼ねています。

区内には、地区を担当する民生（児童）委員約 520 名と、児童問題を専門に担当する主任児童委員約 40 名がいます。

## ひとり親（母子・父子）家庭

### ひとり親家庭総合相談窓口

ひとり親家庭総合相談窓口では、各家庭に必要な支援窓口を適切に案内するほか、専門相談員が自立に向けたプランを作成するなど、各家庭の事情に寄り添った専門的な支援を行います。

実施場所	連絡先	利用時間
練馬区役所本庁舎 10 階 生活福祉課ひとり親家庭 支援係	電話 5984-1319	月～金曜 8時30分～17時15分 17時15分～20時（希望日当日の17時までに要予約） 第二・第四土曜 10時～16時（希望日の1週間前の金曜17時までに要予約）

## 幼児教育・保育の無償化についてのご案内

～ 来年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まります～

幼児教育・保育の無償化は、「幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保証することを目指すもの」です（平成 29 年 7 月 31 日幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議資料）。

政府は、2021 年 3 月までに 32 万人分の保育の受け皿を整備するとして、待機児童解消や保育等の質の向上に向けた取組を進めています。それに併せて、幼児教育・保育の無償化を実施することとして、来年 10 月から幼児教育・保育の無償化の取組が開始されます。

無償化の範囲や上限額は、保育の必要性の認定（支給認定）の有無、住民税非課税世帯であるか否か等によって異なります。

### 保育の必要性の認定（支給認定）とは

幼稚園や認定こども園、認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業（保育ママ）等）の利用を希望する場合に申請が必要な認定です。

申請を受けたら、練馬区が客観的基準に基づき保育の必要性を認定します。認定は 3 つの区分に分かれており、その区分により利用できる施設・事業が異なります。

認可外保育施設などをはじめ、認定が不要な施設もあります。

その他、詳細は区のホームページを参照ください。

（下記 URL または右 QR コードよりアクセスしてください。）



<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kosodatekyoiku/kodomo/hoiku/hoikuen/zaien/hoikushikyuuunintei.html>

### 幼児教育・保育の無償化の対象範囲と上限額（国の資料に基づき作成）

区分	0～2 歳児 (支給認定がある 住民税非課税世帯)	3～5 歳児	
		支給認定あり	支給認定なし
幼稚園	-	月 2 万 5700 円まで	月 2 万 5700 円まで
認定こども園	無償	無償	-
認可保育所 地域型保育事業	無償	無償	-
幼稚園の預かり保育	-	幼稚園の上限額を含め、 月 3 万 7000 円まで	-
認可外保育施設 <sup>1</sup>	月 4 万 2000 円まで	月 3 万 7000 円まで	-
認可外保育施設 <sup>+</sup> ベビーシッターなど <sup>2</sup>	月 4 万 2000 円まで	月 3 万 7000 円まで	-
幼稚園等 <sup>+</sup> 障害児通園施設	ともに無償	ともに無償（幼稚園は 月 2 万 5700 円まで）	ともに無償（幼稚園は 月 2 万 5700 円まで）

1：認証保育所・企業主導型保育事業・ベビーホテルなど

2：上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る（ただし、5 年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける）